

2021年3月26日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準適用指針第30号 「収益認識に関する会計基準の適用指針」の公表

公表にあたって

当委員会は、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針を2018年3月30日に公表し、2020年3月31日に改正しました。

- 企業会計基準第29号
「収益認識に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）
- 企業会計基準適用指針第30号
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）

会計基準第96項においては、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することとしています。

当委員会は、2020年8月17日に電気事業連合会より、2020年10月16日に一般社団法人日本ガス協会より、それぞれ提起を受け、別途の対応を図ることの可否等について審議を行ってまいりました。

今般、2021年3月25日開催の第454回企業会計基準委員会において、標記の改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本適用指針につきましては、2020年12月25日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公表するに至ったものです。

本適用指針の概要

以下の概要は、本適用指針において改正された部分の内容を要約したものです。

■ 電気事業連合会及び一般社団法人日本ガス協会からの提起の内容（本適用指針第 176-2 項）

電気事業及びガス事業において、毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき収益計上が行われる実務が見られる（いわゆる検針日基準）。会計基準第 35 項の定めに従えば、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を見積ることになるが、これが実務的に困難であるとの理由で、検針日基準を代替的な取扱いとして認めて欲しいとの要望が寄せられた。

■ 検針日基準による収益認識を認めなかった理由及び見積方法について代替的な取扱いを定めた理由（本適用指針第 176-3 項）

適用指針第 164 項においては、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における取扱いとは別に、個別項目に対する重要性の記載等、代替的な取扱いを定めている。

審議の結果、検針日基準による収益認識を認めた場合、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせないとは認められないと判断し、会計基準の定めどおり、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益を見積ることが必要であるとの結論に至った。ただし、決算日時点での販売量実績が入手できないことにより、見積りと実績を事後的に照合する形で見積りの合理性を検証することができないなど、見積りの適切性を評価することが困難であるとの意見が財務諸表作成者及び監査人から寄せられたため、見積方法について財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定めることとした。

■ 代替的な取扱い（本適用指針第 103-2 項、第 176-4 項及び第 176-5 項）

電気事業及びガス事業における決算月の検針日から決算日までに生じた収益の見積りは、通常、同種の契約をまとめた上で、使用量又は単価（若しくはその両方）を見積って行われるものと考えられる。代替的な取扱いでは、当該使用量及び単価の見積りを、以下のように行うことができることとしている。

➤ 使用量について

決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、気温、曜日等を加味して見積ることが考えられるが、気温、曜日等を加味することは実務的に困難である可能性があるため、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分により見積ることができることとした。

➤ 単価について

電気事業及びガス事業では、契約の種類、使用量、時間帯等によって単価が変動す

る料金体系を採用していることがあり、単価の見積りについては、使用量等に応じて、それらの構成比の変動等を調整することが考えられるが、このような調整を行うことは実務的に困難である可能性があるため、決算月の前年同月の平均単価を基礎とすることができることとした。

これらの見積方法を定めることにより、見積りの適切性の評価における財務諸表作成者及び監査人の負担が軽減されると考えられる。

■ **適用時期等（本適用指針第 107 項）**

本適用指針は、2020 年改正の会計基準の適用時期等と同様に、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしている。

以 上